

○クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）（抄）

（営業者の衛生措置等）

第三条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 （略）

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四 （略）

五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

六 （略）

○クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）（抄）

（消毒を要する洗たく物）

第一条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）

第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの

二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの

三 おむつ、パンツその他これらに類するもの

四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの

五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの